

本件個人情報	開示妥当と判断した部分	過去の答申
「FAX送信票」	<ul style="list-style-type: none"> ・3枚目に記載されたFAX番号 	第40号
「精神保健福祉相談記録」	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談者氏名」欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情報 ・「日時」の列「H29.3.30」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄に記載された審査請求人の様子に関する記述 	第40号
「経過報告」	<ul style="list-style-type: none"> ・「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報 	第40号
「患者の情報提供について（事例紹介）」	<ul style="list-style-type: none"> ・「日付 相談者」の列「H28.4.14」欄の二行目後段に記載された審査請求人以外の個人に関する情報 	第100号
	<ul style="list-style-type: none"> ・「日付 相談者」の列「H28.4.14」に係る「状況」の欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報 	-

	本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断	
①	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事前調査票」	調査員（実施機関職員）氏名	第4号	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事前調査票」は、指定医による診察に係る公文書であり、この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。	答申第40号	答申第40号 6(1)ウ 記載のとおり	答申第40号 6(3)イ(2) 記載のとおり	
		「申請・通報・届出に至る経緯等」欄、「現病歴・生活歴・家族歴」欄、「問題行動」欄、「治療歴等」欄、「現在（面接時）の状態」欄、「事前調査の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあり、第5号に該当し不開示としたものである。」	第5号	これらの情報を開示することにより、調査を行う者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、事前調査の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあり、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(4)イ(5) 記載のとおり	
②	ファックス送信表	FAX送信宛先名、送信先FAX番号	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。		答申第40号 6(1)エ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(ハ)及び (3)イ(7) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(ハ)及び (3)イ(7) 記載のとおり
		実施機関職員名	第4号	「FAX送信表」は、指定医による診察に係る公文書であり、この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。				答申第40号 6(3)イ(イ)及び (7) 記載のとおり
③	診療実施通知書	精神保健指定医氏名	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。		答申第40号 6(1)オ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(9) 記載のとおり	
④	措置入院に関する診断書	精神保健指定医氏名	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。		答申第40号	答申第40号 6(1)カ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(7) 記載のとおり
		「病名」欄、「生活歴及び現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「診察時の特記事項」の欄に記載された情報	第5号	措置入院は、審査請求人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。そのため、これらの情報を開示することにより、指定医が診察を行う際、審査請求人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、第5号に該当し不開示としたものである。				答申第40号 6(4)イ(7) 記載のとおり
⑤	精神保健福祉相談記録	「相談者氏名」欄、「援助方法」欄、「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された情報の一部	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。	答申第40号 6(1)イ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(5) 記載のとおり	
		実施機関職員名、審査請求人の様子	第4号	「精神保健福祉相談記録」は、通報のあった者について、指定医による診察の要否を行うための内容が記載された公文書である。この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり	
		「疾患名」欄、「相談目的」欄、「生育及び生活歴」欄、「病歴」欄、「家族関係及び家族歴」欄、「実施内容・考察・問題点・方針」に記載された情報	第5号	これらの情報には、相談に対応した職員が、相談により得られた情報を評価し、相談対象者に対する支援の方向性や解決の優先度等について判断した内容等が記載されている。これらの情報を開示することにより、職員が精神保健福祉相談記録を作成する際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、相談内容の形骸化をもたらし、精神保健福祉相談指導業務の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(4)イ(9) 記載のとおり	
⑥	経過報告	精神保健指定医氏名、関係病院の医師名	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。	答申第40号 6(1)ア 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり	
		実施機関職員名、審査請求人移送時の状況	第4号	「経過報告」は、指定医による診察及び診察の結果に係る業務に関する公文書である。この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(2)イ(ハ)及び (3)イ(7) 記載のとおり	
		診断名	第5号	措置入院は、審査請求人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。そのため、これらの情報を開示することにより、指定医が診察を行う際、審査請求人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(4)イ(1) 記載のとおり	
⑦	患者の情報提供について	「H28.4.14」の行「日付 相談者」及び「状況」の列に記載された個人に関する情報	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。	答申第100号	答申第100号 6(2)ケ 記載のとおり	答申第100号 6(4)イ(3) 記載のとおり	
		「1 概要」のうち「病名」「受診及び入院状況」及び「収入」欄に記載された情報並びに「2 生活歴」「3 家族関係」「4 対応経過まとめ」「5 措置解除時の状況」「6 措置解除後の当所の対応方針」及び「7 現在の対応状況」欄に記載された情報、⑩「苦情・相談対応」の「相談内容」欄に記載された情報	第5号	これらの情報は、法第24条通報を受理し調査する際に、事務遂行に必要なため審査請求人の所在地を所管する関係行政機関から情報提供を受けたものである。これらの情報を開示することにより、関係行政機関との適切な連携が取れず、効果的な審査請求人の支援ができにくくなるため、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第100号 6(6)イ(ハ)a 記載のとおり	